

施策目標個票

(国土交通省26-⑱)

施策目標	自動車の安全性を高める	
施策目標の概要及び達成すべき目標	車両安全対策を実施し自動車の安全性を向上させることにより、平成30年を目処に交通事故死者数を2,500人以下に減少させる。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) 業績指標としてはB評価であったものの、車両安全対策の一環として衝突被害軽減ブレーキ等の普及促進を図っており、年間装着率はおおむね目標に近い実績を示していることから、③相当程度進展ありと判断した。
	施策の分析	技術基準の強化等を行い自動車の安全性が向上したこと等により、交通事故死者数は近年着実に減少している。また、衝突被害軽減ブレーキ等を装着した自動車に対する補助制度・税制特例の実施により、年間装着率は増加している。
	次期目標等への反映の方向性	引き続き、衝突被害軽減ブレーキ等の年間装着率の増加を図るとともに、自動車の安全性を向上させる施策を実施していくこととする。

業績指標	88 衝突被害軽減ブレーキの年間装着率	初期値	実績値					評価	目標値
		22年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
	16.2%	16.2%	43.8%	54.4%	54.4%	59.5%	B	85.0%	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-			

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	3,609	4,479	4,704	6,068	
		補正予算(b)	1,002	0	0	-	
		前年度繰越等(c)	48	1,002	9	-	
		合計(a+b+c)	4,659	5,481	4,712	6,068	
	執行額(百万円)	3,582	5,256				
	翌年度繰越額(百万円)	1,002	9				
	不用額(百万円)	76	216				

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成27年6月23日)
-----------------	------------------------

担当部局名	自動車局	作成責任者名	技術政策課(課長 島 雅之)	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	------	--------	----------------	----------	---------

業績指標 88

衝突被害軽減ブレーキの年間装着率

評価

B	目標値：85.0%（平成27年度） 実績値：54.4%（平成25年度） 59.5%（平成26年度） 初期値：16.2%（平成22年度）
---	--

(指標の定義)

1年間に生産される大型自動車（車両総重量8トン超の大型貨物車）のうち、衝突被害軽減ブレーキが装着される車両台数の割合

(目標設定の考え方・根拠)

車両安全対策の一環として衝突被害軽減ブレーキの普及促進を図り、過去の装着台数実績より平成27年までに85.0%の装着台数が見込まれるものとして設定したもの。

(外部要因)

交通安全思想の普及状況等

(他の関係主体)

—

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- 日本再興戦略（平成25年6月14日）
- 世界最先端IT国家創造宣言（平成25年6月14日）
- 科学技術イノベーション総合戦略（平成25年6月7日）
- 総合物流施策大綱（2013-2017）（平成25年6月25日）

【閣決（重点）】

なし

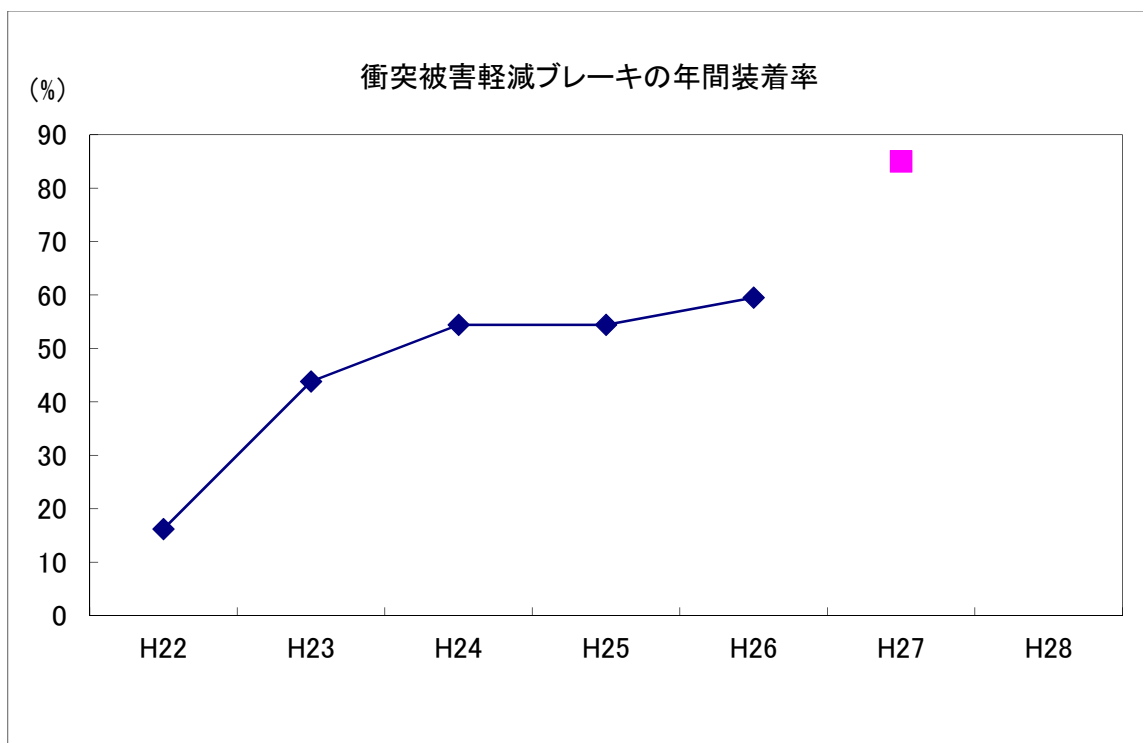
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H22	H23	H24	H25	H26
16.2%	43.8%	54.4%	54.4%	59.5%



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

・事故実態の把握・分析→安全対策の実施→対策の効果評価からなる「自動車安全対策のサイクル」を実施するため、車両安全対策検討会を設置し、自動車安全対策サイクルを推進している。

関連する事務事業等の概要

・学識経験者等の専門家からなる「車両安全対策検討会」において、事故実態等に基づく重要性、技術開発動向、国際調和活動等を勘案し、法令に基づく安全基準の拡充・強化項目の検討や今後の対策の検討を行っている。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・車両安全対策の一環として、予防安全技術である衝突被害軽減ブレーキの普及促進を図っているところである。
- ・衝突被害軽減ブレーキの平成26年の装着率は59.5%であり、目標値にむけて増加している。

(事務事業等の実施状況)

- ・平成26年11月より、車両総重量22トン超の大型貨物車等の新型車に対する衝突被害軽減ブレーキ等の装備義務付けを開始した。
- ・平成26年度においても、衝突被害軽減ブレーキ等の補助制度を継続して実施した。
- ・また、衝突被害軽減ブレーキを装着した大型貨物車(8トン超)に対する税制特例について、平成27年度税制改正により特例の延長を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・衝突被害軽減ブレーキの年間装着率は、目標値に向けて増加しているが、車両総重量の比較的小さい車両への装備(オプション設定を含む)が進んでおらず、これらの台数が相対的に多いため、指標としては伸び悩んでいるところ。今度も、更なる普及促進を目指し、引き続き各施策を実施していくこととし、Bと評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

- ・衝突被害軽減ブレーキの装備義務付けを順次実施する。
- ・衝突被害軽減ブレーキを装着した自動車に対する補助を継続して実施する。
- ・衝突被害軽減ブレーキを装着した大型貨物車に対する税制特例を継続するとともに、新たに対象とした車両及び装置に対しても実施する。

(平成28年度以降)

- ・上記施策を継続的に実施する。

担当課等(担当課長名等)

担当課：自動車局技術政策課 (課長 島 雅之)